

障 害 者 （ 児 ） の 福 祉

1. 身体障害者、知的障害者及び精神障害者福祉
2. 手当、社会的事業所運営費補助等
3. その他、市の単独事業等
4. やまびこ総合支援センター
5. 障害者福祉センター

障 害 者（ 児 ）の 福 祉

障害者施策については、障害がある人も障害がない人と同じように生活できる環境を確保するノーマライゼーションの理念を前提としつつ、環境を用意するだけではなく、障害がある人も社会の仲間に包み込む「ソーシャル・インクルージョン」の理念の重要性を踏まえ、保健、医療、福祉はもとより、教育、就労さらには生活環境や防災などのまちづくりも含めた様々な分野において、施策の展開が求められている。本市においても、障害福祉施策を総合的に推進するため、一体的な計画として「おおつ障害者プラン＜大津市障害者計画、大津市障害福祉計画（第6期計画）、大津市障害児福祉計画（第2期計画）＞」を策定し、各種の施策の推進を図る。

1. 身体障害者、知的障害者及び精神障害者福祉

(1) 身体障害者手帳交付者数

(令和3年3月31日現在)(単位:人)

障 害 内 容	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
肢 体 不 自 由	1,488	1,441	1,264	2,238	1,270	557	8,258
視 覚 障 害	306	327	52	88	124	48	945
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	73	297	130	257	16	462	1,235
音声言語そしゃく機能障害	22	15	118	42	0	0	197
心 臓 機 能 障 害	1,768	18	562	474	0	0	2,822
腎 臓 機 能 障 害	1,258	1	5	6	0	0	1,270
呼 吸 器 機 能 障 害	79	4	139	54	0	0	276
膀胱、直腸機能障害	2	3	41	813	0	0	859
小 腸 機 能 障 害	5	0	1	4	0	0	10
免 疫 機 能 障 害	18	22	14	7	0	0	61
肝 臓 機 能 障 害	31	10	3	3	0	0	47
合 計	5,050	2,138	2,329	3,986	1,410	1,067	15,980

(2) 補装具の交付・修理状況

(令和2年度実績)(単位:件)

区 分	名称 交付 修理	義 肢	装 具	盲 人 安 全 つ え	眼 鏡	義 眼	補 聴 器	車 い す	電 動 車 い す	歩 行 器	歩 行 補 助 つ え	座 位 保 持 装 置	座 位 保 持 い す	そ の 他	合 計
身体障害者	交 付	11	60	21	26	5	115	42	10	7	8	6	0	1	312
	修 理	20	29	0	1	0	30	98	50	1	0	20	0	1	250
身体障害児	交 付	1	21	0	0	2	12	31	1	0	1	18	11	0	98
	修 理	1	3	0	0	0	12	18	4	1	0	23	2	0	64
計	交 付	12	81	21	26	7	127	73	11	7	9	24	11	1	410
	修 理	21	32	0	1	0	42	116	54	2	0	43	2	1	314
合 計		33	113	21	27	7	169	189	65	9	9	67	13	2	724

(3) 自立支援医療給付（令和2年度実績）

① 更生医療

腎臓機能障害	534 件
心臓機能障害	180 件
肢体不自由	230 件
その他	45 件

合計 989 件

② 育成医療

93 件

③ 精神障害者通院医療公費負担

6,125 件

(4) 日常生活用具給付状況

(令和2年度実績)(単位:件)

品目	居宅生活動作補助用具	紙おむつ	ストーマ装具	点字図書	聴覚障害者用通信装置	視覚障害者用時計	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者用体重計	電気式たん吸引器	ネブライザー	入浴補助用具	移動・移乗支援用具	頭部保護帽	その他	計
件数	12	2,656	6,056	3	3	12	24	6	2	31	8	24	11	3	156	9,007
数	1	1,652	0	0	0	1	0	0	0	2	2	4	2	1	21	1,686

(5) 知的障害者（児）数

知的障害者（児）数は、滋賀県療育手帳実施要綱に基づく療育手帳交付者数とする。

□療育手帳交付者数

(令和3年3月31日現在)

	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	計
知的障害児(18歳未満)	111 人	121 人	190 人	486 人	908 人
知的障害者(18歳以上)	422 人	396 人	697 人	861 人	2,376 人
合 計	533 人	517 人	887 人	1,347 人	3,284 人

(6) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

(令和3年3月31日現在)

	1 級	2 級	3 級	計
18歳未満	0 人	32 人	19 人	51 人
18歳以上	231 人	1,903 人	767 人	2,901 人
合 計	231 人	1,935 人	786 人	2,952 人

(7) 障害福祉サービス費支給状況

(令和3年4月1日現在)

サ ー ビ ス 区 分			支 給 決 定 者 数 (人)						
			身体障害	知的障害	精神障害	児 童	難 病	合 計	
訪 問 系 サ ー ビ ス	居 宅 介 護	身 体 介 護	183	705	36	205	2	1,131	
		家 事 援 助	91	70	170	1	2	334	
		通 院 介 助	76	201	45	7	2	331	
		通院等乗降介助	1	0	1	0	0	2	
	重 度 訪 問 介 護	基 本	50	29	0	0	2	81	
		移 動 介 護	38	14	0	0	0	52	
	行 動 援 護		0	16	0	4	0	20	
	同 行 援 護		122	3	3	1	0	129	
訪 問 系 サ ー ビ ス 小 計			561	1,038	255	218	8	2,080	
施 設 入 所 支 援			52	110	2	0	0	164	
日 中 活 動	介 護	療 養 介 護	22	36	0	0	0	58	
		生 活 介 護	116	518	10	0	0	644	
	練	就 労 移 行 支 援	5	58	67	0	1	131	
		就 労 移 行 支 援(養成施設)	1	0	0	0	0	1	
		就 労 継 続 支 援 A 型	19	79	53	0	2	153	
		就 労 継 続 支 援 B 型	85	409	319	0	2	815	
		機 能 訓 練	8	0	2	0	0	10	
		生 活 訓 練	4	32	30	0	0	66	
		宿 泊 型 自 立 訓 練	0	2	7	0	0	9	
		就 労 定 着 支 援	2	19	24	0	0	45	
	等	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	0	0	0	706	0	706	
		児 童 発 達 支 援	0	0	0	144	0	144	
		医 療 型 児 童 発 達 支 援	0	0	0	0	0	0	
		居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	0	0	0	4	0	4	
		保 育 所 等 訪 問 支 援	0	0	0	18	0	18	
		通 所 施 設 小 計		262	1,153	512	872	5	2,804
		訓 練 等	共同生活援助(グループホーム)	18	257	59	1	0	335
短 期 入 所			73	492	18	100	1	684	
相 談 支 援	計 画 相 談 支 援		278	1,007	405	19	3	1,712	
	障 害 児 相 談 支 援		0	0	0	575	0	575	
	地 域 移 行 支 援		0	0	0	0	0	0	
	地 域 定 着 支 援		0	0	1	0	0	1	
	自 立 生 活 援 助		0	0	8	0	0	8	
相 談 支 援 小 計			278	1,007	414	594	3	2,296	
合 計			1,244	4,057	1,260	1,785	17	8,363	

(8) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、市が主体となって実施する各種サービス事業

① 委託相談支援事業所

福祉サービスの利用などの相談、サービス利用計画の作成などを行う相談支援事業を委託

事業所名	所在地	電話番号(上段) FAX番号(下段)	備考
やまびこ総合支援センター内 生活支援センター	馬場二丁目 13-50	527-0494 527-0334	相談支援の総合的な対応 を含む
障害者生活支援センター いるか	におの浜四丁目 2-33 市立障害者福祉センター内	527-2355 527-2355	主として身体障害者に対応
精神障害者地域生活支援セ ンター オアシスの郷	桜野町一丁目 10-5	510-5725 510-5726	主として精神障害者に対応
地域生活サポートセンター じゅふ	一里山二丁目 2-8	548-3511 548-3515	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
障がい児者相談センター みゆう	大萱七丁目 6-43 びわこ共生モール 208	548-7444 548-7144	主として知的障害者、児童 に対応
相談支援事業所ひびき	唐崎三丁目 1-15	578-5720 578-5740	主として知的障害者、児童 に対応
障害者相談生活支援センタ ー やすらぎ	中庄一丁目 15-18 クレストビル 2F	526-7802 526-7803	主として精神障害者に対応
木戸障害者相談支援センタ ー	木戸 709	592-8022 592-8018	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
ブリッジ	真野二丁目 27-1	575-7858 575-7858	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
相談支援センター すまいる・らふ	大萱四丁目 3-7	545-2525 545-2526	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
Quocare	晴嵐一丁目 3-21	535-5852 575-3553	身体障害者、知的障害 者、児童に対応
そうだんオフィス	大萱七丁目 6-43 びわこ共生モール 2F	536-5543 548-7860	主として知的障害者、精神 障害者に対応

② 移動支援事業

重度障害者の外出時の移動支援を居宅介護事業所に委託して実施

- ・対象者 全身性障害者及びそれに準ずる者、視覚障害者、知的障害者、精神障害者
- ・利用限度 個別支援 30 時間/月、グループ支援 5 回/月、車両移送型支援 5 時間/月
- ・利用者負担 委託単価の 1 割相当額
(個別支援、グループ支援は、生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料)

③ 日中一時支援事業

障害者（児）の介護を行う者の一時休息や就労支援のために、日中において一時的な障害者（児）の活動の場を確保する。

- ・利用者負担 委託単価の 1 割相当額（生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料）
- ・委託事業所 市内 40 事業所及びやまびこ総合支援センター並びに一部市外事業所

④ 地域活動支援センター事業

障害者が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進などの活動を行う事業

- I 型 精神障害者地域生活支援センターから移行したもので、精神保健福祉士等の専門職員を配置・・・市内では「オアシスの郷」と「やすらぎ」

⑤ 障害者虐待防止支援事業

障害者虐待に関する通報、届出の受理又は相談などを委託して実施

大津市障害者虐待防止センター

大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津4階

電話 077-523-7188 FAX 077-523-7559

⑥ 発達障害者支援センターかほん

発達障害者が自立した生活を営むことができるために、聞き取り等の相談業務を委託して実施

発達障害者相談支援センターかほん

大津市石山千町270番地の3

電話 077-526-5477 FAX 077-534-4479

2. 手当、社会的事業所運営費補助等

(1) 特別障害者手当

20歳以上で身体又は精神に重度の障害を重複して有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に手当を支給する。

月 額 27,350 円 (令和3年4月1日現在)

支給月 毎年5月、8月、11月、2月

(2) 障害児福祉手当

20歳未満で、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に手当を支給する。

月 額 14,880 円 (令和3年4月1日現在)

支給月 毎年5月、8月、11月、2月

(3) 福祉手当(経過措置分)

昭和61年3月31日において20歳以上の従来の福祉手当受給者であって、特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない者については、引き続き従来どおり福祉手当を支給する。

月 額 14,880 円 (令和3年4月1日現在)

支給月 毎年5月、8月、11月、2月

(4) 特別児童扶養手当

在宅の中度以上の障害児(20歳未満)を養育している者に対し、手当を支給する。

月 額 1級 52,500 円 2級 34,970 円 (令和3年4月1日現在)

支給月 毎年4月、8月、12月

(5) スモン障害者採暖費支給事業

皮膚温低下のため、年間を通じて採暖費を必要とするスモン障害者に対して、その一部を補助する。

年 間 35,000 円

受給者数 4名

(6) 在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業

風呂、便所等の段差解消等の住宅改造に係る費用の一部について、助成金を交付する。

・対象者 在宅の肢体又は視覚の障害者(児)で1級又は2級の者及び療育手帳がAの者のうち、本人又は扶養義務者の所得が一定以内の者

・助成額 住宅改造に係る経費の1/2の額

助成限度額 350,000 円(ただし、日常生活用具給付事業や介護保険の住宅改修の対象となる場合は、250,000 円)

(7) 社会的事業所運営費補助事業（障害者従業員数 30 名、市内 4 カ所）

- ・1 人当たり 月額 75,000 円 ・施設管理費 1 事業所 1,000,000 円／年
- ・重度加算 1 人月額 4,000 円

事業所名	障害者従業員数
ねっこ共働作業所	5 人
くらしの宝島	4 人
印刷工房ルーツ	5 人
掃除屋プリー	16 人
合 計	30 人

(8) 滋賀型地域活動支援センター運営費補助事業（大津市内 1 カ所、市外 1 カ所）

薬物依存症、社会的ひきこもりなど障害者総合支援法に基づくサービスの対象とならない障害者に対して、日中活動の場を提供する地域活動支援センターへの運営費補助

- ・運営費 1 人当たり 74,000 円/月 ・管理費 1 センター 1,100,000 円／年

地域活動支援センター名	利用者数
びわこダルク	18 人
輝	2 人

(9) 知的障害者自立生活支援ホーム運営費補助事業（利用者数 6 人、大津市内 1 か所、市外 1 か所）

運営費補助 1 ホーム 7,564,000 円÷支援ホームの定員×利用延月数÷12/年

支援ホーム名	利用者数
桜野ホーム	5 人

支援ホーム名	利用者数
きぶかわ	1 人

(10) 重度障害者地域生活支援事業補助

○医療的グループホーム

- 運営費補助
 - ・事業所の従業者以外の者による居宅介護等を利用しない場合
117,000 円×利用者の利用延月数
 - ・事業所の従業者以外の者による居宅介護等を利用する場合
事業所の定員により定められている日額×利用者の利用延日数

グループホーム名	利用者数
ケアホームともる	8 人
ぽのハウス	6 人

○強度行動障害者グループホーム

運営費補助 3,000 円×補助対象利用者の利用延日数

グループホーム名	利用者数
南志賀ひまわりホーム	1 人
グループホームすずか	1 人

(11) 働き・暮らし応援センター運営費補助

障害者の企業就労等へ向けた相談支援を行う「おおつ働き・暮らし応援センター」の運営費の一部を補助する。

補助対象 : NPO法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会

(12) 障害児サマースクール事業

夏休み期間中の学齢期の障害児が、15日間程度遊びや交流などの活動を行い、教育効果の持続と生活の安定を図る。

(13) 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な重度障害者について、浴槽等をもって自宅を訪問し、入浴サービスを行う事業を業者に委託して実施する。(生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料)

(14) 在宅重度心身障害者(児)紙おむつ給付事業

市内在住の3歳以上、65歳未満の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級でかつ認知症の診断のある人の内、在宅で恒常的に紙おむつを使用している者であって市民税所得割46万円未満の世帯の者に対し、紙おむつ券(月4,500円分)を給付する。

3. その他、市の単独事業等

(1) タクシー・ガソリン利用助成事業

重度障害者の移動の促進に寄与することを目的とし、タクシー料金またはガソリン料金の一部を助成する。

- ・対象者 市民税非課税世帯に属する者で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ・助成内容 タクシー利用券またはガソリン助成券のいずれか
 - ・タクシー利用券(1枚500円)を年間28枚(腎臓機能障害1級は年間56枚)
 - ・ガソリン助成券レギュラー80券(軽油の場合は100、ハイオクの場合は70)を年間12枚(腎臓機能障害1級は24枚)

(2) リフト付き福祉タクシーの運行事業

重度心身障害者(児)の外出機会の拡大等を図るため、リフト付き福祉タクシーの運行を市内タクシー会社に委託して実施する。

- ・委託先 滋賀ヤサカ自動車㈱、琵琶湖タクシー㈱、大津第一交通㈱
- ・利用実績(R2) 滋賀ヤサカ自動車199人、琵琶湖タクシー11人、大津第一交通11人

(3) ストマ用装具の本人負担の軽減

日常生活用具の給付については、原則として給付費用の1割が本人負担だが、毎日の消耗品であるストマ用装具の本人負担については市民税所得割46万円未満の世帯は無料とする。

(4) 指定特定相談支援事業所体制整備補助事業

新たに相談支援専門員を雇用又は配置した指定特定相談支援事業者等に対し、サービス等利用計画案等の作成に要する経費の一部を補助する。

- ・補助実績(R2) すまいる・らふ、そうだんオフィス 相談員増員各1名

4. やまびこ総合支援センター

(1) やまびこ総合支援センター 所在地 大津市馬場二丁目 13-50

主として知的障害児、知的障害者の複合的通所施設で、在宅生活を支援する生活支援センターを併設している。また、医師、看護師、発達相談員、理学療法士、作業療法士等の専門スタッフを配置し、重度の障害児、障害者の受け入れを行っている。

施設名	定員	開設日	内 容
やまびこ園・教室	40 人	月～金	児童発達支援事業(週 5 日または週 2 日通園)、保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業
やまびこ相談支援事業所	－	月～金	療育利用相談、利用計画の作成業務
ひまわりはうす	20 人	月～金 ※土	自立訓練(生活訓練)及び生活介護施設入浴サービス、日中一時支援(※土曜日)、ホームヘルプ、ナイトケア ((社福)びわこ学園に管理運営業務委託)
さくらはうす	60 人	月～金	重度障害者を中心とした生活介護施設 ((社福)びわこ学園に管理運営業務委託)
生活支援センター	－	毎日	相談支援、医療支援 ((社福)びわこ学園に管理運営業務委託)

(2) 北部子ども療育センター 所在地 大津市和邇中 176-1

市内北部地域を対象に児童発達支援を実施している。

わくわく教室	20 人	月～金	児童発達支援事業所(週 1 日から 5 日通園)
わくわく相談支援事業所	－	月～金	療育利用相談、利用計画の作成業務

(3) 東部子ども療育センター 所在地 大津市萱野浦 1-11

市内東部地域を対象に児童発達支援及び発達支援療育を実施している。

のびのび教室	20 人	月～金	児童発達支援事業所(週 5 日通園)
	30 人		発達支援療育(週 2 日通園、月 1 回通園)

5. 障害者福祉センター

所在地 大津市におの浜四丁目 2-33

事業名	内 容
障害者団体等への貸室	障害者団体等の活動のための各部屋の貸し出し
生活支援センター	身体障害者を中心に、福祉サービスの相談支援等
身体障害者デイサービス	絵手紙、歌唱指導、点字訓練等のデイサービスを実施

※ 指定管理者として、社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会に運営委託

生 活 保 護

1. 生活保護のあらまし
2. 保護の動向
3. 生活保護相談・申請・開始・廃止の年度別動向
4. 労働力類型別動向
5. 世帯類型別動向
6. 保護開始理由
7. 保護廃止理由
8. 扶助別、世帯人員数
9. 医療扶助実施状況

生 活 保 護

1. 生活保護のあらまし

病気になったり、障害により働けなくなったり、失業等、さまざまな原因で生活に困ることがある。このようなとき、困窮の程度に応じ必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を目的とすることが生活保護制度（憲法第 25 条の規定する理念を具体化したもの）である。

この原理として、

- ① 国家責任による最低生活の保障（生活保護法第 1 条）
- ② 無差別平等（同法第 2 条）
- ③ 健康で文化的な最低生活の保障（同法第 3 条）
- ④ 保護の補足性（同法第 4 条）

の 4 つがあげられる。また個々の要件として、

- イ 本人のもつ資産、能力の活用
- ロ 民法に定める扶養義務の優先履行
- ハ 他の法律に定める扶助の極力優先に努める

これらの手段を講じてもおお生活に困るときにはじめて生活保護法が適用される。

保護費は、一般国民の消費水準の向上の度合い等に即して毎年基準の見直しが行われている。

(1) 保護を受けるには

保護を受けるには、まず「保護申請書」が必要である。これは本人又はその扶養義務者、その他の同居の親族による申請（但し急迫している場合は職権による保護可）のことであり、この申請に基づき世帯単位を原則として、年齢等、国の基準により困窮の程度に応じて必要な保護費を決定する。

(2) 保護の種類

現行では次の 8 種類で、必要に応じ 1 つ又は 2 つ以上の組み合わせにより保護が行われている。

- ① 生活扶助……衣食・その他の日常生活や移送に必要な費用
- ② 教育扶助……教材・学用品・給食・その他義務教育に必要な費用
- ③ 住宅扶助……家賃・家屋の補修・その他住宅の維持のため必要な費用
- ④ 医療扶助……病気の治療に必要な費用
- ⑤ 介護扶助……介護に必要な費用
- ⑥ 出産扶助……出産のために必要な費用（原則として助産施設入所）
- ⑦ 生業扶助……生業に必要な資金・器具・資材及び技能習得に必要な費用、高校就学費用
- ⑧ 葬祭扶助……葬祭を行うのに必要な費用

これらは生活扶助の一部（被服等）と医療扶助、介護扶助を除き、原則として金銭給付である。

また、救護施設の入所者についての施設事務費や、安定した就労の機会を得たことにより保護廃止に至った際に支給される就労自立給付金、保護世帯の子どもが大学等へ進学した際に支給される進学準備給付金がある。

(3) 保護費の決め方

生活保護は「保護基準」により算出されたその家族の最低生活費とその家族の得た収入から必要な控除を行った後の残額によって決められる。

生活保護基準（最低生活費具体例）

（単位：円）

世帯例	扶助の種類	金額
標準三世帯 (例) 夫 33歳 妻 29歳 子 4歳	生活扶助	152,120
	住宅扶助	51,000
	教育扶助	0
	合計	203,120
高齢者世帯 (例) 夫 72歳 妻 67歳	生活扶助	115,890
	住宅扶助	47,000
	教育扶助	0
	合計	162,890
母子世帯 (例) 母 30歳 子 9歳 子 4歳	生活扶助	184,690
	住宅扶助	51,000
	教育扶助	3,680
	合計	239,370

2. 保護の動向

平成5年4月には6.24%であった本市の保護率は、長期にわたる景気の低迷でその後増加傾向に転じた。特に平成21年度以降はリーマンショックの影響による全国的な雇用情勢の悪化を反映して保護世帯が急増し、約10～12%の保護率が続いていたが、平成26年度以降はほぼ横ばいの状況から微減の傾向であったが、新型コロナウイルスの影響で微増の傾向を示している。

世帯類型別にみると、令和2年度における構成比は、高齢者世帯が49.57%、母子世帯が6.64%、傷病・障害者世帯が27.37%、その他世帯が16.33%となっている。増加しているのは高齢者世帯であり、その9割が単身者であることから保護からの脱却は難しく、要保護世帯の固定化の要因となっている。

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
平均被保護世帯	3,098	3,072	3,033	3,032
平均人員	4,127	4,059	3,971	3,897
平均保護率(%)	12.04	11.83	11.55	11.32

3. 生活保護相談・申請・開始・廃止の年度別動向

区分	相談件数	申請件数	開始件数	廃止件数
平成28年度	1,335	411	381	368
平成29年度	1,191	395	350	383
平成30年度	1,222	401	368	384
令和元年度	1,057	350	308	345
令和2年度	1,216	388	355	332

4. 労働力類型別動向（各年度平均）

（上段：世帯数 下段：割合）（停止中は除く）

区 分	世帯主が働いている世帯				世帯主不就労 世帯員就労世帯	働いている者 のいない世帯	計
	常 用	日 雇	内 職	その他			
平成 28 年度	491 15.9%	2 0.1%	2 0.1%	0 0%	78 2.5%	2,508 81.4%	3,081 100%
平成 29 年度	489 15.8%	1 0.1%	1 0.1%	0 0%	79 2.5%	2,506 81.5%	3,076 100%
平成 30 年度	460 15.0%	1 0.1%	1 0.1%	0 0%	78 2.5%	2,510 82.3%	3,050 100%
令和元年度	450 14.9%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	64 2.0%	2,496 82.8%	3,013 100%
令和 2 年度	424 14.0%	2 0.1%	2 0.1%	1 0.1%	61 2.0%	2,528 83.7%	3,018 100%

5. 世帯類型別動向（各年度平均）

（人員数）（停止中は除く）

区 分	高 齢 者	母 子	傷 病 障 害		そ の 他	計
			傷 病	障 害		
平成 28 年度	1,439	254	438	403	548	3,082
平成 29 年度	1,470	228	423	423	532	3,076
平成 30 年度	1,469	220	403	437	521	3,050
令和元年度	1,458	213	378	457	507	3,013
令和 2 年度	1,496	201	369	458	494	3,018

6. 保護開始理由

（上段：人員数 下段：割合）

区 分	世帯主の傷病	世帯員の傷病	働 き 手 と 死 別 ・ 離 別	就労収入の 減 少	年金等不労 収 入 減 少	そ の 他	合 計
平成 28 年度	39 10.2%	0 0.0%	4 1.0%	64 16.8%	220 57.7%	54 14.2%	381 100%
平成 29 年度	35 10%	2 0.5%	6 1.7%	73 20.9%	195 55.8%	39 11.1%	350 100%
平成 30 年度	33 9.0%	0 0.0%	3 0.8%	59 16.0%	220 59.8%	53 14.4%	368 100%
令和元年度	38 12.3%	3 1.0%	4 1.3%	39 12.7%	190 61.7%	34 11.0%	308 100%
令和 2 年度	21 5.9%	1 0.3%	3 0.9%	70 19.7%	222 62.5%	38 10.7%	355 100%

7. 保護廃止理由

(上段：人員数 下段：割合)

区 分	世帯主の 傷病治癒	世帯員の 傷病治癒	死 亡	就労収入 の増加	働きの 転 入	年金等の 不労収入増	施設入所	医 療 他法負担	その他	合 計
平成 28 年度	3 0.8%	1 0.3%	129 35.1%	56 15.2%	3 0.8%	20 5.4%	20 5.4%	2 0.5%	134 36.4%	368 100%
平成 29 年度	0 0.0%	0 0.0%	114 29.8%	68 17.8%	1 0.2%	11 2.8%	12 3.2%	2 0.5%	175 45.7%	383 100%
平成 30 年度	1 0.3%	0 0.0%	130 33.9%	64 16.6%	1 0.3%	21 5.4%	15 3.9%	1 0.3%	151 39.3%	384 100%
令和元年度	1 0.3%	0 0.0%	129 37.4%	55 15.9%	2 0.6%	13 3.8%	10 2.9%	2 0.5%	133 38.6%	345 100%
令和 2 年度	0 0.0%	0 0.0%	127 38.3%	56 16.9%	2 0.6%	14 4.2%	12 3.6%	2 0.6%	119 35.8%	332 100%

8. 扶助別、世帯人員数(各年度平均)

(上段：世帯数 下段：人員数)

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施 設
平成 28 年度	2,701 3,696	2,686 3,668	218 325	576 599	2,740 3,558	0 0	107 123	4 4	58 58
平成 29 年度	2,691 3,677	2,677 3,597	205 306	621 642	2,778 3,596	1 1	97 109	4 4	56 56
平成 30 年度	2,675 3,576	2,659 3,544	195 295	640 661	2,776 3,580	1 1	97 108	4 4	52 52
令和元年度	2,627 3,472	2,632 3,473	190 279	661 684	2,768 3,536	1 1	87 99	4 4	48 48
令和 2 年度	2,605 3,382	2,630 3,405	186 268	660 685	2,747 3,424	0 0	77 88	5 5	45 45

9. 医療扶助実施状況(令和2年度平均)

区 分	入 院			入 院 外			合 計
	精 神	その他	計	精 神	その他	計	
人 員 (人)	57	118	175	35	3,214	3,249	3,424
比 率 (%)	1.6%	3.5%	5.1%	1.0%	93.9%	94.9%	100%

母子・父子及び寡婦の福祉

1. 児童扶養手当
2. 交通災害等遺児年金
3. 自立支援教育訓練給付金事業
4. 高等職業訓練促進給付金事業
5. 母子父子家庭・寡婦のための貸付制度
6. 寡婦福祉住宅
7. 女性相談員・母子父子自立支援員とひとり親家庭福祉推進員
8. 母子家庭等就業・自立支援センターの設置
9. 母子福祉団体の育成
10. ひとり親家庭等日常生活支援事業
11. 母子家庭の推移
12. 父子家庭の推移

母子・父子及び寡婦の福祉

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に基づき、母子、父子家庭及び寡婦の福祉の推進を図るための援護対策を推進する。

母子家庭、父子家庭、独居寡婦数

(令和 3 年 4 月 1 日)

	母子家庭	父子家庭	独居寡婦数
世帯数	3,402 世帯	230 世帯	64 世帯

※独居寡婦については、平成 30 年度滋賀県母子家庭等生活実態調査推計世帯数によるもの

令和2年度ひとり親家庭相談件数(母子父子自立支援員対応分)

内 容	生活一般	児童	生活援護	その他	計
件 数	53 件	4 件	1,611 件	0 件	1,668 件

1. 児童扶養手当(昭和 37 年 1 月 1 日実施)

児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238)に基づき、父または母と生計を同じくしていない 18 歳に達する日の年度末までの児童を監護または養育している母または父並びに養育者に対し、児童の心身の健全な成長に寄与するため手当を支給。(法改正により、平成 22 年 8 月分から父子家庭に対して児童扶養手当を支給)

児童扶養手当受給世帯状況

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

母子家庭等	死 別	離 婚	遺 棄	夫障害	未婚の母	その他	計
児童扶養手当受給者	8	1,725	5	4	259	73	2,074

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

父子家庭	死 別	離 婚	遺 棄	妻障害	未婚の父	その他	計
児童扶養手当受給者	1	67	0	1	5	1	75

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

ひとり親家庭	死 別	離 婚	遺 棄	配偶者障害	未 婚	その他	計
児童扶養手当受給者	9	1,792	5	5	264	74	2,149

2. 交通災害等遺児年金(事業開始 昭和 44 年 4 月)

交通災害等で保護者を失った義務教育修了前のもの(遺児)の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に、遺児を養育している者に対し、交通災害等遺児年金を支給している。

支給額 児童1人につき 月額 3,000 円

支給月 9 月、3 月にそれぞれの月分までの 6 ヶ月分を支給

支給状況（現在支給区分交通事故のみ）（令和2年度）

	児童数(人)	支給金額(円)
9月支給	14	240,000
3月支給	14	252,000
計	28	492,000

3. 自立支援教育訓練給付金事業(事業開始 平成15年12月1日)

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得できると認められた講座を受講する場合、入学料及び受講料の60%にあたる額を給付する。(事前相談が必要)

令和2年度支給実績 5件 229,944円

4. 高等職業訓練促進給付金事業(事業開始 平成16年4月1日)

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するため、1年以上、養成機関に通う場合の通学期間の全期間(上限4年間)に訓練促進給付金を支給する。修業開始年度、市民税の課税の有無により、支給額及び支給期間の上限は異なる。

訓練促進給付金月額 100,000円(市民税課税世帯は70,500円)(最終学年は40,000円上乗せ)

令和2年度実績 (支給件数) 25件
 (支給延月数) 267ヶ月
 (支給額) 28,035,000円

修了支援給付金 50,000円(市民税課税世帯は25,000円)

令和2年度実績 (支給件数) 6件
 (支給額) 225,000円
 (総支給額) 28,260,000円

5. 母子父子家庭・寡婦のための貸付制度

貸付状況（令和2年度）（単位：円）

資金名		件数	貸付金額
母子父子寡婦福祉資金	事業開始	—	—
	事業継続	—	—
	修学	75	45,556,200
	技能習得	—	—
	修業	—	—
	就職支度	—	—
	生活	—	—
	医療介護	—	—
	住宅	—	—
	転宅	—	—
	就学支度	16	7,229,000
	結婚	—	—
計		91	52,785,200

6. 寡婦福祉住宅(事業開始 昭和 52 年 12 月)

独居寡婦の援護対策として寡婦福祉住宅やすらぎ苑を設置、入居者が自立生活を営んでいる。
(7戸)

	やすらぎ苑
場 所	大津市本丸町 6-25
建 設 年 月	昭和 52 年 12 月
敷 地 面 積	338.64 m ²
建 物 構 造	木造 2 階建集合住宅 7 戸
建 築 床 面 積	166.32 m ²
1 戸 当 り 間 取 り	6 畳・3 畳・キッチン・バス・トイレ
家 賃 月 額	9,000 円

7. 女性相談員・母子父子自立支援員とひとり親家庭福祉推進員

- (1) 女性相談員 2 人は母子家庭のみに限らず、DV相談など幅広い相談に応じている。また、母子父子自立支援員の 2 人は、母子家庭等及び寡婦からの生活一般の相談に応じ情報提供、支援、援助の業務を行なっている。
- (2) ひとり親家庭福祉推進員 54 名(令和 2 年度)は大津市からの委嘱を受けて、母子父子自立支援員の協力機関として、各地域に住んでいる母子・父子家庭や寡婦からの相談に当たっている。

8. 母子家庭等就業・自立支援センターの設置

ひとり親家庭等の方が収入面・雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できるように母子家庭等就業・自立支援センターを設置している。就業支援員が職業安定所と連携を図りながら就労相談、就業支援講習会(簿記講座、パソコン講座等)、法律に関する問題対応のため弁護士・司法書士による特別相談を行なっている。

また、養育費確保に向けた支援や離婚前の相談にも対応している。

9. 母子福祉団体の育成

母子・寡婦の生活安定と福祉の増進を図るため大津市母子福祉のぞみ会が組織されており、この団体の育成に努め助成している。

主な事業は母子・寡婦福祉大会、ふれあい広場、クリスマスのつどい、一年生おめでとのつどい等である。

10. ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦の方が、就職活動や病気などの理由で一時的に生活支援、保育等のサービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣している。

11. 母子家庭の推移(原因別)

(世 帯)

	死 別	離 婚	遺 棄	夫障害	未婚の母	その他	計
平成 29 年 (H29. 4. 1 現在)	221 (6.2%)	2,863 (80.1%)	15 (0.4%)	17 (0.5%)	441 (12.3%)	19 (0.5%)	3,576 (100%)
平成 30 年 (H30. 4. 1 現在)	218 (6.3%)	2,781 (80.3%)	14 (0.4%)	12 (0.3%)	423 (12.2%)	16 (0.5%)	3,464 (100%)
平成 31 年 (H31. 4. 1 現在)	213 (6.2%)	2,769 (80.4%)	17 (0.5%)	10 (0.3%)	419 (12.1%)	17 (0.5%)	3,445 (100%)
令和 2 年 (R2. 4. 1 現在)	210 (6.2%)	2,721 (79.8%)	14 (0.4%)	10 (0.3%)	427 (12.5%)	28 (0.8%)	3,410 (100%)
令和 3 年 (R3. 4. 1 現在)	218 (6.4%)	2,727 (80.2%)	10 (0.3%)	9 (0.3%)	351 (10.3%)	87 (2.5%)	3,402 (100%)

12. 父子家庭の推移(原因別)

(世 帯)

	死 別	離 婚	遺 棄	妻障害	未婚の父	その他	計
平成 29 年 (H29. 4. 1 現在)	47 (17.1%)	221 (80.4%)	0 (0%)	1 (0.3%)	6 (2.2%)	0 (0%)	275 (100%)
平成 30 年 (H30. 4. 1 現在)	43 (16.3%)	214 (81.0%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	5 (1.9%)	0 (0%)	264 (100%)
平成 31 年 (H31. 4. 1 現在)	42 (16.5%)	204 (80.0%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	7 (2.7%)	0 (0%)	255 (100%)
令和 2 年 (R2. 4. 1 現在)	40 (15.6%)	206 (80.5%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	8 (3.1%)	0 (0%)	256 (100%)
令和 3 年 (R3. 4. 1 現在)	31 (13.5%)	191 (83.1%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	6 (2.6%)	1 (0.4%)	230 (100%)

児 童 の 福 祉

1. 大津市保育施設概要
2. 保育所・認定こども園年齢別児童数
3. 保育施設入所人員推移
4. 保育所等保育料表
5. 保育料の軽減
6. 民間保育施設に対する助成
7. 母子生活支援施設
8. 児 童 手 当
9. 障害児保育の実施状況
10. 家庭児童相談事業
11. 助 産 制 度
12. 放課後児童健全育成事業
13. 児童遊園地の整備
14. 児 童 館
15. ファミリーサポートセンター
16. 子育て総合支援センター ゆめっこ
17. 木戸つどいの広場 にじっこ
18. 東部つどいの広場 きらきらひろば
19. 中南部つどいの広場 ほっぺ
20. 大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業

児 童 の 福 祉

1. 大津市保育施設概要

(1) 保育所

施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)	敷地面積(m ²) 建物面積(m ²)
比 良	南比良585-1 592-1186	大津市 S48.4.1	108	3,610 1,053
和 邇	和邇中172-1 594-0063	大津市 S29.4.1	120	3,323 1,334
伊 香 立	伊香立下龍華町566 598-2294	大津市 S48.4.1	60	5,111 782
堅 田	本堅田四丁目26-1 572-1570	大津市 S26.4.1	150	3,063 1,249
天 神 山	本堅田六丁目3-1 572-0249	大津市 S25.4.1	100	3,357 938
唐 崎	際川三丁目37-1 525-3844	大津市 S50.4.1	113	2,681 892
ひ え い 平	比叡平一丁目45-3 529-2700	大津市 S49.6.1	60	3,111 1,134
皇 子 が 丘	皇子が丘一丁目20-20 525-6092	大津市 S51.7.1	120	2,030 994
逢 坂	音羽台6-20 522-8485	大津市 S40.7.1	70	1,426 672
朝 日 が 丘	朝日が丘一丁目23-33 525-1470	大津市 S49.4.1	140	2,986 1,242
膳 所	昭和町17-32 524-0888	大津市 S50.4.1	140	2,041 903
晴 嵐	光が丘町5-10 534-0707	大津市 S47.4.1	140	3,184 1,149
大 平	大平二丁目33-22 534-1750	大津市 S49.4.1	140	2,181 1,146
瀬 田 南	三大寺1-3 547-4222	大津市 H26.4.1	60	5,102 1,450
公 立 計			1,521	

※葛川保育園については休園中である。

施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)	敷地面積(m ²) 建物面積(m ²)
ア ス ク わ に	和邇中浜489-1 594-8330	㈱日本保育サービス H30.4.1	60	971 529
真 野	向陽町4-2 574-3268	(社福)榮福社 H6.4.1	90	1,500 528
ほっぺるランド堅田	今堅田二丁目37-15 526-5207	㈱テクノ コーポレーション H29.4.1	70	659 435
大 津 の ぞ み	今堅田一丁目10-1 571-0415	(社福)京都ルーテル会 R2.4.1	90	1,079 817
堅 田 く じ ら	堅田一丁目7-18 548-8288	(社福)くじら H30.4.1	60	989 537
せ ん だ ん	仰木の里東二丁目2-5 573-2828	(社福)せんだん二葉会 H13.4.1	140	2,500 1,303
京進のほいくえん HOPPA衣川湖岸緑地	衣川一丁目39-4 548-7563	㈱HOPPA R2.4.1	90	922 516
第 二 星 の 子	雄琴一丁目9-22 579-3922	(社福)大津せんだん会 S60.4.1	50	712 749
専 称 寺	坂本八丁目31-46 578-0336	(社福)一向山福祉会 S30.4.1	140	3,131 1,012
日 吉 の 森	坂本八丁目9-7 577-2888	(社福)任天会 H30.8.1	60	2,273 773
ひ え い の 森	比叡辻一丁目11-17 579-0888	(社福)任天会 R2.6.1	90	1,953 1,002
比 叡 山 坂 本 (専称寺保育園分園)	坂本三丁目18-45 577-4880	(社福)一向山福祉会 H14.4.1	29	112 185
た け の こ	下阪本四丁目21-9 514-8727	(社福)まほろば H27.6.1	90	749 654
真 愛	坂本二丁目12-45 578-0346	(社福)真愛会 S42.4.1	120	1,995 1,138
風 の 子	穴太二丁目21-15 579-4491	(社福)穴太福祉会 S49.4.1	150	(本園) 2,293 (分園) 1,162 (本園) 1,104 (分園) 405
京進のほいくえん HOPPA 唐 崎 駅	唐崎一丁目34-15 526-5712	㈱HOPPA H31.4.1	90	999 511
キングダム・キッズ 滋 賀	滋賀里四丁目6-6 548-6403	フォーキッズ(株) H31.4.1	60	1,726 483
松 の 実	高砂町15-8 525-1486	(社福)唐崎福祉会 H14.4.1	50	1,130 622
松 の 実 (分 園)	滋賀里一丁目28-66 524-9002	(社福)唐崎福祉会 H26.12.1	20	700 342
第 二 松 の 実	高砂町15-9 525-1070	(社福)唐崎福祉会 H23.4.1	50	752 498
楽 ら く	柳川二丁目7-1 527-9130	医療法人 楽育会 H31.4.1	72	995 813
よ い こ の も り	神宮町1-10 522-5126	(社福)近江神宮仁愛会 S44.4.1	120	4,913 758
ア ス ク 大 津 京	松山町13-7 526-8580	㈱日本保育サービス H31.4.1	60	981 551

施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)	敷地面積(㎡) 建物面積(㎡)
近 松	札の辻4-26 524-0684	(社福)近松会 S46.4.1	100	1,119 778
浜 大 津	浜大津四丁目1-1 527-8666	(社福)光寿会 H28.4.1	60	- 652
レイモンドみらい園	中央二丁目2-20 524-7399	(社福)檸檬会 H30.4.1	60	726 361
い ぶ き	松本二丁目15-23 522-8058	(社福)清高福祉会 H27.4.1	76	487 656
い ぶ き (分 園)	松本二丁目15-26 522-8058	(社福)清高福祉会 R2.4.1	44	530 402
竜 が 丘	竜が丘26-36 522-7657	(社福)近江会 S50.7.1	110	2,199 1,148
な ぎ さ	打出浜3-48 510-1771	(社福)江育会 H27.4.1	120	1,245 898
に お の 浜	にの浜二丁目2-10 524-5888	(社福)おおみ福祉会 S54.4.1	120	1,779 1,327
ア ス ク 御 殿 浜	御殿浜19-15 531-2020	(株)日本保育サービス H28.4.1	60	1,713 357
京 進 の ほ い く え ん HOPPA 石 山 駅	松原町3-3 548-7713	(株)HOPPA R2.4.1	60	543 465
つ ば さ	鳥居川町8-5-2 533-6224	(社福)つばさ会 H23.4.1	60	359 361
ぐ ろ う す き っ ず 北 大 路	北大路三丁目21-10 572-6241	(株)グロースデザイン R2.6.1	75	3,696 670
石 山 く じ ら	国分一丁目15-73 574-7807	(社福)くじら H30.4.1	60	495 517
田 上	稲津二丁目5-7 546-1372	(社福)恩徳寺会 S49.3.1	70	2,314 837
つ く し	瀬田一丁目2-19 545-2345	(社福)つくし会 S42.8.1	90	1,068 1,024
た ん ぼ ぼ	神領三丁目15-1 544-7651	(社福)つくし会 H19.4.1	90	2,786 992
あ お ぞ ら	大江一丁目36-1 511-9516	(社福)つくし会 H24.4.1	100	1,593 1,060
博 愛	大江六丁目1-1 545-3315	(一財)博愛会 S44.11.1	130	1,245 804
お お が や 愛	大萱四丁目3-11 544-7555	(社福)慈光福祉会 H27.4.1	90	943 697
レイモンド大萱	大萱四丁目10-50 572-8245	(社福)檸檬会 R1.11.1	60	748 670
玉 野 浦	玉野浦12-1 547-3900	(社福)恩徳寺会 H25.4.1	60	825 674
レイモンド淡海	萱野浦2-1メルシー瀬田1F 572-6762	(社福)檸檬会 H22.4.1	70	3,448 707
ひ か り	大萱三丁目11-14 543-2253	(社福)大津ひかり福祉会 S43.4.1	120	1,012 748
一 里 山 ひ か り	一里山二丁目19-10 545-1414	(社福)大津ひかり福祉会 S51.4.1	220	1,418 1,311

施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)	敷地面積(㎡) 建物面積(㎡)
京進のほいくえん HOPPA 大 将 軍	大將軍一丁目3-14 526-5876	株HOPPA H31.4.1	70	970 391
京進のほいくえん HOPPA大將軍なごみ	大將軍二丁目8-25 548-8077	株HOPPA R2.4.1	60	605 492
大 将 軍 ひ か り	大將軍三丁目19-2 536-5117	(社福)大津ひかり福祉会 H23.4.1	120	969 775
トレジャーキッズ つ き の わ	月輪二丁目2-27 548-7838	株セリオ R2.4.1	80	933 498
グレイスー里山	一里山三丁目17-12 545-9991	(社福)慈光福祉会 H26.4.1	80	543 478
レイモンド大津	一里山七丁目1-1フォレオ大津一里山1F 544-0400	(社福)檸檬会 H21.4.1	90	420 420
正 休	桐生一丁目17-18 549-0043	(社福)わらんべ会 S42.8.1	70	2,505 446
正 休 の の は な	松が丘七丁目16-1 549-0162	(社福)青桐会 H19.4.1	100	2,500 992
民間保育所 計			4,626	

(2)認定こども園

施設名 〔類型〕	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員(人)			敷地面積(m ²) 建物面積(m ²)
			1号	2・3号	合計	
麗 湖 〔幼保連携型〕	花園町13-36 573-4511	(学法)中埜学園 H27.4.1	20	50	70	2,074 923
わかば 〔幼保連携型〕	今堅田三丁目25-25 574-2460	(社福)春風会 R3.4.1	15	90	105	2,685 781
本 福 寺 〔幼保連携型〕	本堅田一丁目22-30 573-1902	(社福)夕陽会 H25.4.1	45	170	215	1,237 1,201
第二本福寺 〔幼保連携型〕	本堅田六丁目14-11 573-6115	(社福)夕陽会 H26.4.1	60	180	240	2,671 1,750
はぐくみの家 仰木星の子 〔幼保連携型〕	仰木の里一丁目28-1 574-0567	(社福)大津せんだん会 R3.4.1	15	130	145	2,562 1,304
星の子保育園 〔幼保連携型〕	雄琴二丁目17-13 579-3244	(社福)大津せんだん会 R2.4.1	15	70	85	1,335 698
日吉台至明こども園 〔幼保連携型〕	日吉台三丁目33-2 574-7088	(社福)一向山福祉会 R3.4.1	15	60	75	3,058 606
唐崎キンダースクール 〔幼保連携型〕	唐崎一丁目15-12 577-4152	(社福)光聖会 H29.4.1	12	90	102	1,471 615
聖 パ ウ ロ 〔幼保連携型〕	見世一丁目1-35 524-7369	(学法)滋賀カトリック学園 H27.4.1	80	70	150	1,608 846
永 興 藤 尾 〔幼保連携型〕	茶戸町22-6 510-0102	(社福)禅心福祉会 H30.4.1	30	110	140	3,217 1,093
みつばち 〔幼保連携型〕	観音寺10-25 523-1115	(社福)好和会 H30.4.1	15	90	105	952 792
大 津 京 (みつばちこども園分園) 〔幼保連携型〕	桜野町一丁目19-7 523-1115 (みつばちこども園)	(社福)好和会 H30.4.1	0	20	20	- 116
大 津 さ く ら 〔幼保連携型〕	春日町1-1 525-2115	(社福)大津子どもの家福祉会 H26.4.1	35	70	105	991 556
聖 母 幼 稚 園 〔幼稚園型〕	馬場二丁目6-62 523-0480	(学法)滋賀カトリック学園 H29.4.1	105	35	140	2,088 653
湖 の こ 〔保育所型〕	相模町8-1 532-0073	(社福)膳所福祉会 R3.4.1	10	90	100	997 868
茶 臼 山 〔幼保連携型〕	秋葉台31-40 511-3955	(社福)大津子どもの家福祉会 H16.4.1	60	100	160	1,795 1,489
永 興 富 士 見 〔幼保連携型〕	富士見台3-30 548-7770	(社福)禅心福祉会 H30.4.1	15	120	135	1,263 973
大津あいあい保育園 〔保育所型〕	鳥居川町16-20 533-2144	(社福)唐橋福祉会 H31.4.1	15	120	135	2,487 1,291
石 山 寺 〔幼保連携型〕	石山寺二丁目25-43 537-2560	(社福)石光山会 H30.4.1	15	120	135	2,549 996
保育の家 しょうなん 〔幼保連携型〕	平津二丁目4-9 537-5378	(社福)湘南学園 H27.4.1	15	100	115	637 744

施設名 〔類型〕	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員(人)			敷地面積(m ²)
			1号	2・3号	合計	建物面積(m ²)
南郷 〔幼保連携型〕	南郷二丁目47-7 533-3228	(社福)南郷会 R2.4.1	15	150	165	2,198 991
みどり 〔幼保連携型〕	瀬田三丁目23-3 545-0706	(社福)新緑会 H28.4.1	15	120	135	8,366 816
レイモンド瀬田 〔幼保連携型〕	大江四丁目12-34 543-5811	(社福)檸檬会 H28.4.1	15	60	75	2,126 694
学園前 〔幼保連携型〕	一里山五丁目10-7 543-6711	(社福)南郷会 R2.4.1	12	120	132	622 1,038
びわこきらら 〔幼保連携型〕	月輪五丁目4-1 547-0774	(学法)雲母学園 H26.7.1	70	132	202	1,182 733
認定こども園 計			719	2,467	3,186	

(3)地域型保育事業

地域型保育事業は、保育を必要とする3歳未満の児童を保育することを目的とした定員19名以下の保育事業所で、定員5人以下の家庭的保育事業、定員6人から19人以下の小規模保育事業、児童の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4類型がある。

類型	施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)
家庭的保育	こころ咲く♡	和邇北浜678-10 599-4484	今村 昌代 H27.4.1	3
家庭的保育	H a p p y ♪ マグ	和邇南浜12-18 548-8548	田中 和子 H28.4.1	5
家庭的保育	にじいろ	本堅田五丁目3-2 572-5217	田中 実範 H27.4.1	5
家庭的保育	あすなろ SUN	山上町2-47 090-1223-0152	大江 由香 H30.4.1	5
家庭的保育	ぼこあぼこ	朝日が丘一丁目14-4 524-9585	新庄 敏子 H27.4.1	5
家庭的保育	すてっぷ	馬場三丁目10番11-1号 526-5215	Aki㈱ R3.4.1	5
家庭的保育	かもめ	丸の内町9-30KINPA202号 521-7360	松長 広美 H27.4.1	5
家庭的保育	こみの	浜大津一丁目2-4生美屋ビル1F 524-0557	㈱今藤工務店 H27.4.1	5
家庭的保育	にこにこ	国分一丁目41-22 533-3267	北川 操 H27.4.1	5
家庭的保育	ひなたぼっこ	国分二丁目7-22 532-7616	磯野 秀子 H27.4.1	5
家庭的保育	おひさま	一里山一丁目5-1エクシードSS1D 515-4237	野村 南洋子 H27.4.1	5
家庭的保育	ふたば	一里山三丁目1-1ガーデンスクエア瀬田201-A 545-7808	(一社)ふおるていっしも R3.4.1	5
家庭的保育	えんじえる	一里山三丁目1-1ガーデンスクエア瀬田201-B 543-5880	河崎 晴美 H27.4.1	5
小規模保育 A型	スクルドエンジェル 保育園坂本園	坂本三丁目32-1ハイク比叡山坂本駅前1F 574-7180	㈱スクルドアンドカンパニー R2.4.1	19
小規模保育 A型	大津京サンフレンズ 保育園	皇子が丘二丁目7-32 2F 526-7430	サンヨーホームズコミュニティ㈱ H31.4.1	19
小規模保育 A型	ここいろ保育園	三井寺町4-1長等神社社務所内 575-1865	稲住 隆子 H31.4.1	8
小規模保育 A型	ニチキッズ大津京町 保育園	京町三丁目2-10京町アークビル1F 510-2031	㈱ニチイ学館 H31.4.1	19
小規模保育 A型	TAMランド打出浜 なぎさ園	打出浜3-16毎日新聞大津支局ビル1F 536-5305	㈱成基 R2.4.1	19
小規模保育 A型	みらいこじょう 保育園	湖城が丘16-21 510-7106	(一社)未来会 R2.4.1	19
小規模保育 A型	石山くじら 小規模保育園	栄町13-3 536-5891	(社福)くじら H31.4.1	12
小規模保育 A型	唐橋くじら 小規模保育園	唐橋町17-25 534-0770	(社福)くじら H28.4.1	12

類型	施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)
小規模保育 A型	大 江 た っ ち 小 規 模 保 育 園	大江二丁目20-9 547-4577	(特非)スポキッズ H31.4.1	12
小規模保育 A型	れもんのご瀬田駅前 保 育 園	大萱一丁目3-13アメニティ瀬田1F 572-9180	(社福)檸檬会 H30.4.1	19
小規模保育 A型	サンライズキッズ 保育園瀬田駅前園	大萱一丁目6-18Blezio9 050-5807-2308	(株)エクシオジャパン H31.4.1	16
小規模保育 A型	瀬田 サンフレンズ 保 育 園	大萱一丁目16-15 2F 526-5086	サンヨーホームズコミュニティ(株) H31.4.1	19
小規模保育 A型	サンライズキッズ 保 育 園 大 津 園	萱野浦24-50ティアラ大津1F 050-5807-2236	(株)エクシオジャパン H30.4.1	19
小規模保育 A型	京進のほいくえん HOPPA 瀬 田 駅 園	一里山一丁目6-23 1F 548-6171	(株)HOPPA H31.4.1	12
小規模保育 A型	えんじえるはうす	一里山二丁目14-25 1F 572-6237	(一社)AngelHome R3.4.1	19
小規模保育 B型	ちびっこるーむ 和 邇 保 育 室	和邇今宿843-1 576-7366	(株)優朱 R3.4.1	19
小規模保育 B型	ちびっこるーむ	今堅田二丁目35-53 532-2903	(株)優朱 R3.4.1	19
小規模保育 B型	家 庭 的 保 育 園 ま み い	坂本一丁目20-50-2 578-5638	愛光会はぐみ(株) R2.4.1	19
小規模保育 B型	みつはま保育園 ま み い	下阪本三丁目4-29 575-2581	愛光会はぐみ(株) R2.4.1	19
小規模保育 B型	まごころ保育園	桜野町一丁目15-3 510-2018	(特非)まごころの家 H30.4.1	19
小規模保育 B型	ふあみいゆ保育園	一里山三丁目1-1ガーデンスクエア瀬田202-A・203 544-2217	(一社)ふおるていっしも R3.4.1	19
小規模保育 B型	ぼ っ け	御幸町5-17 525-0787	(株)コンソランテ R2.4.1	12
小規模保育 B型	ぼ ぼ ら	大江五丁目35-9 536-5828	(株)コンソランテ R2.4.1	11
小規模保育 C型	あ す な ろ	山上町13-6 574-7531	大江 由香 H27.4.1	8
地域型保育事業 計				451

2. 保育所、認定こども園年齢別児童数

(令和3年4月1日)

年齢 区分		0	1	2	3	4	5	計
保育所	公立	28 人	125 人	151 人	269 人	284 人	335 人	1,192 人
	民間	189 人	683 人	877 人	929 人	944 人	893 人	4,515 人
認定 こども園	公立	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	民間	102 人	373 人	452 人	491 人	513 人	547 人	2,478 人
計		319 人	1,181 人	1,480 人	1,689 人	1,741 人	1,775 人	8,185 人

3. 保育所入所人員推移

(各年4月1日)

年度	私 立				公 立			計		
	定 員	入所人員	待機人員		定 員	入所人員	待機人員	定 員	入所人員	待機人員
H29	4,619 人	4,956 人	0 人		1,610 人	1,496 人	0 人	6,229 人	6,452 人	0 人
H30	4,359 人	4,623 人	55 人		1,610 人	1,426 人	3 人	5,969 人	6,049 人	58 人
R1	4,671 人	4,769 人	0 人		1,610 人	1,372 人	0 人	6,281 人	6,141 人	0 人
R2	4,781 人	4,760 人	4 人		1,570 人	1,285 人	0 人	6,351 人	6,045 人	4 人
R3	4,626 人	4,515 人	1 人		1,521 人	1,192 人	0 人	6,147 人	5,707 人	1 人

※広域入所(管外受託)を除く

4. 令和3年度 保育所等保育料表

(1) 保育所等保育料表 < 保育標準時間 >

[月額単位: 円]

保育所種別			公立保育所 民間保育所 認定こども園	地域型保育施設
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				
階層	定 義		3歳未満児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者		0	0
B1	市町村民税非課税世帯	母子世帯等	0	0
B2		B1階層以外		
C1	市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税)	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
C2		C1階層以外	13,300(6,600)	11,100(5,500)
D1	所得割の額が48,600円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D2		D1階層以外	15,400(7,700)	12,900(6,400)
D3	48,600円以上 57,700円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D4		D3階層以外	18,600(9,300)	15,500(7,700)
D5	57,700円以上 77,100円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D6		D5階層以外	22,700(11,300)	19,000(9,500)
D7	・4月分から8月分の保育料に関しては、A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 ・9月分以降の保育料に関しては、A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	77,100円以上 84,400円未満	22,700(11,300)	19,000(9,500)
D8		84,400円以上 97,000円未満	29,600(14,800)	24,700(12,300)
D9		97,000円以上 122,500円未満	34,200(17,100)	28,500(14,200)
D10		122,500円以上 147,300円未満	39,500(19,700)	33,000(16,500)
D11		147,300円以上 169,000円未満	44,400(22,200)	37,000(18,500)
D12		169,000円以上 223,600円未満	53,400(26,700)	44,500(22,200)
D13		223,600円以上 301,000円未満	56,700(28,300)	47,300(23,600)
D14		301,000円以上 332,200円未満	59,700(29,800)	49,800(24,900)
D15		332,200円以上 397,000円未満	63,600(31,800)	53,000(26,500)
D16		397,000円以上	76,300(38,100)	63,600(31,800)

備考1 階層認定の基準である保育料算出税額については、児童と生計同一世帯の父母または祖父母等（家計の主宰者に限る）の課税額の合計額で決定されます。また、保育料は、毎年度、その年度の4月1日現在の年齢の額を、その年度を通じて適用します。

備考2 保育料については、市町村民税の課税状況を確認し決定していますが、申告等の時期の関係から、その後税額の変更等が判明した場合については保育料の変更を行うことがありますのでご承知ください。
また、保育料の変更となる原因（世帯構成や税額の変更等）が生じたときは、速やかに申し出てください。

備考3 母子世帯等とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯、②身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます（B1、C1、D1、D3、D5階層に該当する世帯のみ対象）。
母子世帯等であっても市町村民税が課税されている場合は、保育料負担がある場合があります。

備考4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、もしくは通園し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、兄弟を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は（ ）内の金額に、3人目以上の保育料は免除となります。

ただし、

【C1階層からD5階層に該当する世帯】
< 2人目 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、2人目に該当される場合は（ ）内の金額になります。
< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

【D6階層からD8階層に該当する世帯】
< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

備考5 市町村民税の所得割の額については、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。

備考6 階層Aには、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯が含まれます。

(2) 保育所等保育料表 <保育短時間>

[月額単位:円]

保育所種別				公立保育所 民間保育所 認定こども園	地域型保育施設
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分					
階層	定 義			3歳未満児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者			0	0
B1	市町村民税非課税世帯	母子世帯等		0	0
B2		B1階層以外			
C1	市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税)	母子世帯等		1,300(0)	1,100(0)
C2		C1階層以外		13,100(6,500)	11,000(5,500)
D1	所得割の額が48,600円未満	母子世帯等		1,300(0)	1,100(0)
D2		D1階層以外		15,200(7,600)	12,700(6,300)
D3	48,600円以上57,700円未満	母子世帯等		1,300(0)	1,100(0)
D4		D3階層以外		18,300(9,100)	15,300(7,600)
D5	57,700円以上77,100円未満	母子世帯等		1,300(0)	1,100(0)
D6		D5階層以外		22,400(11,200)	18,700(9,300)
D7	・4月分から8月分の保育料に関しては、A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 ・9月分以降の保育料に関しては、A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	77,100円以上84,400円未満		22,400(11,200)	18,700(9,300)
D8		84,400円以上97,000円未満		29,100(14,500)	24,300(12,100)
D9		97,000円以上122,500円未満		33,700(16,800)	28,100(14,000)
D10		122,500円以上147,300円未満		38,900(19,400)	32,500(16,200)
D11		147,300円以上169,000円未満		43,700(21,800)	36,400(18,200)
D12		169,000円以上223,600円未満		52,500(26,200)	43,800(21,900)
D13		223,600円以上301,000円未満		55,800(27,900)	46,500(23,200)
D14		301,000円以上332,200円未満		58,700(29,300)	49,000(24,500)
D15		332,200円以上397,000円未満		62,600(31,300)	52,100(26,000)
D16		397,000円以上		75,100(37,500)	62,600(31,300)

備考1 階層認定の基準である保育料算出税額については、児童と生計同一世帯の父母または祖父母等（家計の主宰者に限る）の課税額の合計額で決定されます。また、保育料は、毎年度、その年度の4月1日現在の年齢の額を、その年度を通じて適用します。

備考2 保育料については、市町村民税の課税状況を確認し決定していますが、申告等の時期の関係から、その後税額の変更等が判明した場合には保育料の変更を行うことがありますのでご承知ください。
また、保育料の変更となる原因（世帯構成や税額の変更等）が生じたときは、速やかに申し出てください。

備考3 母子世帯等とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯、②身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます（B1、C1、D1、D3、D5階層に該当する世帯のみ対象）。
母子世帯等であっても市町村民税が課税されている場合は、保育料負担がある場合があります。

備考4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、もしくは通園し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、兄弟を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は（ ）内の金額に、3人目以上の保育料は免除となります。

ただし、

【C1階層からD5階層に該当する世帯】

< 2人目 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、2人目に該当される場合は（ ）内の金額になります。

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

【D6階層からD8階層に該当する世帯】

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

備考5 市町村民税の所得割の額については、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。

備考6 階層Aには、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯が含まれます。

5. 保育料の軽減

本市では、保護者負担の軽減を図るため、国の保育料の徴収基準額から軽減を行っている。
また、平成28年度より国及び県の保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、一定の所得以下の多子世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯等の保育料軽減を実施するとともに、平成30年9月から婚姻によらないで母又は父となった方で、現に婚姻(事実婚を含む)をしていない世帯の場合は、寡婦(夫)控除等を適用した市(町村)民税で算定する。
令和元年10月から、一部の世帯を対象に保育料無償化が実施された。

6. 民間保育施設に対する助成

- ・障 害 児 保 育 事 業 費 補 助 … 障害児が入所している保育施設に保育士の人件費を補助する。
- ・保育環境充実保育士等特別配置事業 … 保育士等の労働環境の改善及び保育の質の向上を目的として保育士等の増員を行うのに要する経費を補助する。
- ・調 理 担 当 員 配 置 事 業 費 補 助 … 調理職員人件費を補助する。
- ・保 育 内 容 充 実 支 援 事 業 費 補 助 … 保育所等において実施する保育及び教育の内容及び環境の充実に寄与する事業に要する経費を補助する。
- ・保 育 士 等 処 遇 改 善 費 補 助 … 職員の処遇を改善することを目的として賃金改善等を行うのに要する経費を補助する。
- ・延 長 保 育 事 業 費 補 助 … 通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育施設で引き続き保育を実施している保育施設に対し経費の一部を補助する。
- ・体調不良児対応型病児保育事業補助 … 保育中に体調不良となった児童に対して保健的な対応等を行う事業を実施するために要する経費の一部を補助する。
- ・保育士資格等取得支援事業費補助 … 保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を取得することに要する経費を補助する。
- ・保 育 体 制 強 化 事 業 費 補 助 … 保育者支援者の人件費を補助する。
- ・保育補助者雇上強化事業費補助 … 保育士資格の取得に努める短時間勤務保育補助者の人件費を補助する。
- ・保育士等宿舍借上げ事業費補助 … 保育所等の設置者がその雇用する保育士の宿舍を借り上げることに要する経費を補助する。
- ・保 育 所 等 事 故 防 止 推 進 事 業 … 保育所等を利用中の児童が睡眠時に死亡等する事故が発生することを防止するための機器を導入する事業に要する経費を補助する。
- ・保 育 所 等 建 物 賃 借 料 補 助 … 建物借料が賃借料加算額の3倍を超える保育所等に、その差額を補助する。
- ・一 時 預 かり 事 業 費 補 助 … 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施するために要する経費の一部を補助する。
- ・病 児 保 育 事 業 費 補 助 … 病児・病後児保育事業に要する経費を補助する。
- ・保 育 所 等 整 備 事 業 費 補 助 … 新築、増築等に対して補助する。
- ・保 育 所 用 地 賃 借 料 補 助 … 用地を賃借している者に対して補助する。

7. 母子生活支援施設

児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設「大津市立母と子の家しらゆり」は、平成 23 年度から指定管理者制度を導入し、運営している。母子生活支援施設は、母子世帯及び母子世帯に準ずる世帯であって、監護すべき児童の福祉に欠ける時入所させ、生活の自立に向け、支援・援助する。

定 員 15 世帯

入 居 者 11 世帯 27 名（令和 3 年 4 月 1 日現在）

指定管理者 社会福祉法人 湘南学園（平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

8. 児童手当

児童手当・特例給付 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了（15 歳到達後最初の 3 月 31 日）前の児童を養育する父母等に手当を支給する。

支 給 額（いずれも児童一人あたりの月額）

児童手当（所得制限限度額未満である受給者）

0 歳～3 歳未満の児童 一律 15,000 円

3 歳～小学校修了（12 歳到達後の最初の 3 月 31 日）前

第 1 子、第 2 子 10,000 円

第 3 子以降（※） 15,000 円

中学生 一律 10,000 円

（※）18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童から数える。

特例給付（所得制限限度額以上である受給者）

児童一人につき 一律 5,000 円

支 給 月 6 月、10 月、2 月

費用負担割合

区 分		費用負担割合		
		国	県	市
0 歳 以 上 3 歳 未 満	被 用 者	37/45	4/45	4/45
	非 被 用 者	4/6	1/6	1/6
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	第 1 子、第 2 子	4/6	1/6	1/6
	第 3 子 以 降	4/6	1/6	1/6
中 学 生		4/6	1/6	1/6
所 得 制 限 超		4/6	1/6	1/6

支給状況（令和 3 年 2 月末現在）

（単位：人）

対 象 種 別		児童手当			特例給付		合計
		被用者	非被用者	施設等	被用者	非被用者	
受 給 者 数		19,266	3,856	17	2,860	242	26,241
支給対象 児 童 数	0 歳 から 3 歳 未 満	5,585	901	19	393	48	6,946
	3 歳 以上 小 学 校 修 了 前	20,414	4,028	66	2,887	286	27,681
	小 学 校 修 了 後 中 学 校 修 了 前	6,058	1,420	31	1,353	102	8,964
	計	32,057	6,349	116	4,633	436	43,591

9. 障害児保育の実施状況

(令和3年4月1日)

年度 事項		H29	H30	R1	R2	R3
障害児保育を 実施している 保育施設の 数	公 立	14/15	13/15	14/15	13/15	14/15
	民 間	52/60	54/62	55/65	59/67	66/75
	計	66	67	69	72	80
障害児数 (人)	公 立	102	120	130	126	112
	民 間	217	238	261	260	299
	計	319	358	391	386	411
年齢内訳 (人)	0～1歳児	3	6	4	4	2
	2歳児	18	16	21	23	22
	3歳児	73	85	80	78	114
	4歳児	118	125	144	137	125
	5歳児	107	126	142	144	148
	計	319	358	391	386	411
症状内訳 (人)	精神発達遅滞	90	83	69	40	29
	ダウン症候群	13	18	17	17	13
	自閉的傾向	185	228	271	302	346
	脳性マヒ	10	11	13	10	11
	その他	21	18	21	17	12
	計	319	358	391	386	411
民間保育施設に対する 障害児保育補助制度		・ 重度 1人につき年額 3,480,000 円 ・ 中、軽度 2人以下年額 2,320,000 円 ・ 中、軽度 3人以上年額 3,480,000 円×障害児数/3				
補助金予算額(円)		280,530,320	320,754,000	372,608,597	438,589,492	500,056,662

10. 家庭児童相談事業

家庭において適正な児童の養育が出来るよう、子どもと家庭の福祉に関する相談・指導業務を行っている。

近年では特に児童虐待について社会問題化しており、子どもを取り巻く社会・家庭環境等が多様化・複雑化しているのが現状である。児童虐待の早期発見・早期対応に重点的に取り組み、児童の健全な養育のできる家庭づくりを目指し、対応している。

ア. 相談内容別受付件数(実人数) (令和2年度)

相談内容	件数
虐待相談	1,459
養護相談	2,115
障害相談	49
非行相談	55
育成相談	122
その他の相談	92
合計	3,892

イ. 経路別受付件数 (令和2年度)

受付経路	件数
児童相談所等より	539
福祉事務所等より	184
学校等、保育所より相談	1,470
家族、親戚等より相談	329
児童委員より相談	11
保健所、医療機関より	673
警察等	303
その他	383
合計	3,892

ウ. 虐待相談の内訳 (令和2年度)

虐待種別	件数
身体的虐待	569
性的虐待	28
心理的虐待	433
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	429
合計	1,459

エ. 年齢別虐待相談 (令和2年度)

区分	件数
0～3歳未満	199
3～学齢前児童	249
小学生	575
中学生	270
高校生・その他	166
合計	1,459

11. 助産制度

児童福祉法第22条の規定に基づき、経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が助産施設に入所し、安心して出産できるよう出産費用を援助する制度。

令和2年度の利用者数	8人
------------	----

12. 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を公立で 37 カ所、民間で 27 カ所実施している。

公 立

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

No.	児童クラブ名	現在地	電話	開設年月日	施設面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	児童数 (人)
1	小 松	南小松 1156-2	596-2501	H15.7.1	103	848	25
2	木 戸	木戸 267	592-0166	H6.4.1	104	2,128	35
3	和 邇	和邇高城 50-3	594-3919	S62.4.1	321	1,132	66
4	小 野	水明一丁目 37-1	594-4657	H3.5.1	141		16
5	伊 香 立	伊香立下在地町 1222-1	598-2266	H23.4.1	143		24
6	真 野	真野四丁目 6-17	572-0230	H12.4.1	160		80
7	真 野 北	緑町 15-17	572-4255	H6.4.4	125	1,068	34
8	堅 田	本堅田三丁目 8-3	572-2522	S56.4.1	304	724	90
9	仰 木	仰木四丁目 15-8	572-1121	H14.9.24	52		12
10	仰 木 の 里	仰木の里四丁目 4-1	574-1870	H4.4.1	149	701	56
11	仰 木 の 里 東	仰木の里東六丁目 1-2	572-3110	H8.4.1	208	449	101
12	雄 琴	雄琴二丁目 16-1	578-5860	H10.4.1	124	1,177	27
13	日 吉 台	日吉台三丁目 33-4	579-5168	S57.4.1	70	1,446	22
14	坂 本	坂本三丁目 12-57	578-6468	S45.4.1	126		93
15	下 阪 本	下阪本四丁目 10-1	578-4246	H4.4.1	218		150
16	唐 崎	際川三丁目 38-2	522-6600	S50.9.1	272	891	138
17	志 賀	錦織二丁目 9-29	525-3140	S47.4.1	266	755	109
18	山 中 比 叡 平	比叡平一丁目 45-4	529-2471	S57.4.1	128	499	19
19	藤 尾	茶戸町 10-1	525-1428	S55.4.1	174		44
20	長 等	大門通 11-27	526-0998	S48.4.1	188	377	96
21	逢 坂	音羽台 6-26	526-2440	S54.10.1	197	469	112
22	中 央	島の関 1-60	526-0071	H18.5.22	128		63
23	平 野	馬場二丁目 13-15	525-0737	S54.6.4	291	1,114	157
24	膳 所	中庄二丁目 8-17	524-2972	S49.4.1	256	489	146
25	富 士 見	富士見台 42-16	533-0955	S54.6.1	368		80
26	晴 嵐	光が丘町 4-70	534-7602	S53.9.16	267	1,168	150
27	石 山	石山寺三丁目 11-20	533-0709	S52.6.1	232		80
28	南 郷	南郷一丁目 15-9	534-1419	S54.6.1	282	244	83
29	大 石	大石東七丁目 7-34	546-7734	H4.4.1	116	282	23
30	田 上	関津六丁目 19-1	546-3048	S58.4.1	191	499	41
31	上 田 上	平野一丁目 18-5	549-2181	H20.8.1	120		28
32	青 山	青山三丁目 16-3	549-2468	H10.4.1	338	2,572	183
33	瀬 田	大江四丁目 2-60	543-0058	S45.4.1	284	610	150
34	第 2 瀬 田	大江五丁目 33-50	543-2830	H28.4.1	173		46
35	瀬 田 南	三大寺 1-11	545-6402	S53.2.1	296	1,279	150
36	瀬 田 東	一里山三丁目 4-1	543-1813	S57.12.1	396	665	156
37	瀬 田 北	大將軍一丁目 14-2	543-6606	H1.4.1	260	726	162
計	37 カ所						3,047

民 間

(令和3年4月1日現在)

No.	児童クラブ名	現在地	電話	開設年月日	施設面積 (㎡)	児童数 (人)
1	第 二 松 の 実	高砂町 15-9	525-1070	H24.4.1	62	20
2	風 の 子	穴太二丁目 21-15	579-4491	H25.4.1	85	23
3	Kid's & More 淡海	萱野浦 2-1 メルシー瀬田 1F	572-7398	H27.4.1	213	65
4	第 2 本 福 寺	本堅田六丁目 14-11	573-8234	H28.4.1	195	119
5	茶 臼 山	秋葉台 31-40	511-3955	H28.4.1	465	28
6	Kid's & More 大萱	大江二丁目 12-7	543-1225	H28.4.1	87	20
7	葛 川	葛川中村町 108-1	090-7554-7811	H28.4.1	163	0
8	博 愛 大 津	大江六丁目 1-1	545-5172	H28.9.1	203	68
9	大 津 さ く ら	御幸町 8-8	525-2115	H29.4.1	60	25
10	本 福 寺	本堅田一丁目 21-9	573-6655	H30.4.1	157	60
11	Global English 平野	馬場二丁目 6-16 生活美術NONビル 2F	572-9905	H30.4.1	80	34
12	つ ば さ	北大路一丁目 15-16	572-5283	H30.4.1	99	26
13	OAK児童クラブ晴嵐	田辺町 14-55	080-9606-0092	H30.4.1	111	41
14	松 の 実	高砂町 8-16	526-5188	H30.6.1	189	35
15	Global English 滋 賀 里 学 童	滋賀里四丁目 6-6	548-6404	H31.4.1	157	18
16	れ い こ	花園町 13-33	080-3839-7900	H31.4.1	108	18
17	全 力 B O X	長等二丁目 7-24	599-4560	R2.4.1	61	32
18	TekiTeki 学 童	大萱七丁目 12-33 クッキーVI 203 号室	509-8157	R2.4.1	79	34
19	瀬 田 学 舎 ツムゲ	一里山二丁目 14-25	070-3982-7269	R2.4.1	102	37
20	Global English 膳 所	馬場二丁目 7-14 1F	572-6485	R2.4.1	85	38
21	Global English 瀬 田	大萱一丁目 6-18 Blezio9 2F	599-4566	R2.4.1	133	12
22	BamBini の 杜 真 野 学 舎	真野一丁目 13-15	573-7000	R2.4.1	175	21
23	BamBini の 杜 仰 木 の 里 学 舎	仰木の里七丁目 1-6	573-7001	R2.4.1	153	24
24	Kids Duo大津瀬田	大萱七丁目 12-33 クッキーVI 2F	526-7650	R2.4.1	214	16
25	レイモンドみらい園	中央二丁目 2-20	524-7399	R2.4.1	94	27
26	s u n 瀬 田 校	大萱一丁目 2-29 坂口ビル 3F	572-5770	R3.4.1	157	1
27	s u n 瀬 田 北 校	大將軍三丁目 19-10	572-5240	R3.4.1	383	4
計	27 カ所					846

※公立の敷地面積の空白は、小野は児童館、伊香立は環境交流館、真野・仰木・坂本・下阪本・藤尾・中央・石山・上田上は小学校の余裕教室、第2瀬田は大会館別館を利用している。民間の葛川児童クラブは休所中。

13. 児童遊園地の整備

児童に良い環境と健全な遊び場を与えることを目的とした児童遊園地の整備充実につとめているところであり、開発行為に伴う児童遊園地の新設のほか、既設の児童遊園地に対する遊具の修繕、古く使われなくなった遊具の撤去などにより整備を図っている。

児童遊園地設置状況

(令和3年4月1日現在)

学 区	設置数	学 区	設置数	学 区	設置数	学 区	設置数
小 松	4	仰木の里	3	藤 尾	9	南 郷	17
木 戸	3	堅 田	25	逢 坂	12	大 石	10
和 邇	9	雄 琴	18	山中比叡平	1	田 上	28
葛 川	1	坂 本	30	平 野	28	上 田 上	4
伊 香 立	9	下 阪 本	47	膳 所	20	瀬 田	45
真 野	24	唐 崎	28	富 士 見	22	瀬 田 南	33
真 野 北	2	滋 賀	34	晴 嵐	33	瀬 田 北	49
仰 木	3	長 等	4	石 山	27	瀬 田 東	33
						計	615

14. 児 童 館

児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童の健全育成を図ることを目的に市内7箇所に設置している。対象は、0歳～18歳未満の児童であり、「心身ともに健やかな子どもの育成」、「子育て支援活動の充実」、「地域に根ざした活動の推進」を活動の主要な柱とする。児童厚生員を中心に、地域に根ざした児童館活動を進めながら、児童を健全に育成していく拠点として子育て親子や児童に利用されている。

令和2年度児童館利用者人数

児童館名	小野	伊香立	堅田	坂本	皇子が丘	膳所	田上
令和2年度 (延べ人数)	3,439人	1,240人	6,748人	4,429人	3,070人	2,720人	4,278人

15. ファミリーサポートセンター

地域において、「援助を受けたい者」と「援助ができる者」が会員となって助け合う、会員組織であり、大津市社会福祉協議会へ委託し、平成13年度7月から「大津市ファミリーサポートセンター」を運営している。その目的は、働く人々の仕事と子育ての両立を支援することであり、児童福祉の向上業、地域の子育て支援に寄与している。

(令和2年度会員数及び活動件数)

(令和3年3月31日現在)

種 別	おねがい会員	まかせて会員	どっちも会員	合 計	活動件数
会 員 数	1,414人	419人	347人	2,180人	3,626件

16. 子育て総合支援センター ゆめっこ

平成 18 年 4 月にオープンし、就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う場として、また、自主サークルの応援や子育てに係る相談、情報発信など、市域全体の子育てを支援する拠点となっている。

開設以来、のべ 100 万人以上の家族に利用されている。

区 分	来館者	事業参加人数	延べ利用人数
平成 28 年度	80,917 人	19,532 人	100,449 人
平成 29 年度	75,726 人	18,184 人	93,910 人
平成 30 年度	74,124 人	13,800 人	87,924 人
令和元年度	60,105 人	12,212 人	72,317 人
令和2年度	17,050 人	4,971 人	22,021 人

17. 木戸つどいの広場 にじっこ

就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う地域の子育て支援施設として、平成 20 年 4 月に木戸つどいの広場ににじっこ（木戸市民センター内）がオープンし、連日親子家族で賑わっている。（平成 24 年度より指定管理者制度導入）

区 分	来館者
平成 28 年度	13,840 人
平成 29 年度	11,014 人
平成 30 年度	11,372 人
令和元年度	10,024 人
令和2年度	5,342 人

18. 東部つどいの広場 きらきらひろば

就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う地域の子育て支援施設として、平成 22 年 4 月に東部つどいの広場きらきらひろば（アル・プラザ瀬田内）がオープンし、連日親子家族で賑わっている。（平成 24 年度より指定管理者制度導入）

区 分	来館者
平成 28 年度	38,811 人
平成 29 年度	33,864 人
平成 30 年度	31,931 人
令和元年度	27,362 人
令和2年度	15,947 人

19. 中南部つどいの広場 ほっぺ

就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う地域の子育て支援施設として、平成 26 年 1 月に中南部つどいの広場ほっぺ(膳所児童館内)を開設した。

区 分	来館者
平成 28 年度	10,221 人
平成 29 年度	9,793 人
平成 30 年度	9,449 人
令和元年度	9,072 人
令和2年度	2,360 人

20. 大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを傾聴するなかで、子育てや子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、必要な家庭に対し適切な支援につなげる。併せて、地域での子どもの誕生を喜びあい、その成長を見守り、共に育て合う関係を地域社会と結びあう最初の機会にすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、保育士と民生委員児童委員の 2 人一組での訪問による乳児家庭全戸訪問事業を、平成 22 年 1 月から実施している。

なお、従前から健康推進課で実施している新生児訪問事業を含めて、大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業としている。

区 分	訪問数	うち新生児訪問事業
平成 28 年度	2,668 人	2,223 人
平成 29 年度	2,671 人	2,368 人
平成 30 年度	2,540 人	2,251 人
令和元年度	2,431 人	2,145 人
令和2年度	2,197 人	1,869 人